

令和6年度 市営霊園使用者募集要項

令和6年11月から、7霊園（緑ヶ丘霊園、八王子霊園、福田霊園、竜愛霊園、池田霊園、富里霊園、加茂西霊園）について、返還のあった区画の使用者を随時募集します。以後、ホームページに掲載している各霊園の空き状況を毎月上旬に更新します。なお、駒場霊園は、これまでどおり随時申請を受け付けています。

1 霊園の名称及び所在地等

霊園名	所在地
緑ヶ丘霊園	西貝塚 3557-2 外
八王子霊園	小島 30 外
福田霊園	大原 3560-13 外
竜愛霊園	飛平松 29-1 外
池田霊園	池田 57-4 外
富里霊園	富里 437-1 外
加茂西霊園	加茂 1149 外

※募集区画の詳細は、別表をご覧ください。

※新たに区画が返還された場合、予告なく募集区画を増やすことがあります。

2 申請資格

以下の2項目をどちらも満たしていること。

(1) 次の①または②に該当している。

- ① 1年以上にわたり磐田市に住民登録をしていて、お骨をお持ちの方
- ② 亡くなった時点で1年以上にわたり磐田市に住民登録をしていた方のお骨をお持ちの方

(2) 申請後1か月以内に上記の使用料と半年分の管理料（1,045円）を納入できる。

3 申請方法

(1) 受付期間・時間

令和6年11月1日(金)～の開庁日、午前8時30分～午後4時30分

(2) 受付場所

磐田市役所 西庁舎1階 環境課

※各支所では申請できません。郵送不可。

(3) 持ち物

- ・埋火葬許可証や焼骨の埋蔵または収蔵の事実を証明する書類
※墓所移転(改葬)による申請者は、別途ご説明しますので、事前にお問い合わせください。
- ・本籍地入りの住民票(市外在住の申請者のみ)
- ・戸籍謄本(市外在住の申請者のみ)
- ・認印(申請者本人が自署できない場合のみ)

4 注意事項

- (1) 抽選ではなく先着順です。
- (2) 周辺状況を含め、現地をよく確認した上で、区画を選んで申請してください。
- (3) 申請できるのは1区画のみです。
- (4) 既に市営霊園の使用者である方や、同一世帯で複数の方による申請はできません。
- (5) 使用者が死亡した場合は使用权の承継が必要となりますので、ご家族と話し合いの上で申請してください。
- (6) 不正な申請や申請書類の記載内容に事実と異なることが判明した場合、申請を無効とします。
- (7) 期日までに使用料と管理料が納入されない場合は、申請を無効とします。
- (8) 使用の許可を受けた後は、速やかに墓石の設置と納骨をお願いします。

5 問い合わせ先

磐田市役所 環境課生活環境グループ

〒438-8650 磐田市国府台3番地1

電話 0538-37-2702 Fax 0538-37-5565

(平日 8:30～17:15)